

改正省エネ法と「管理標準」作成のポイント



私たちは持続可能な開発目標（SDGs）を支援しています。

工場等の「管理標準」作成支援

<300社以上の実績>

改正省エネ法対応、管理標準の作成を支援

ソーラーカーポートの提案・普及

2024年4月

NPO法人環境・省エネサポートセンター
「管理標準」作成支援チーム

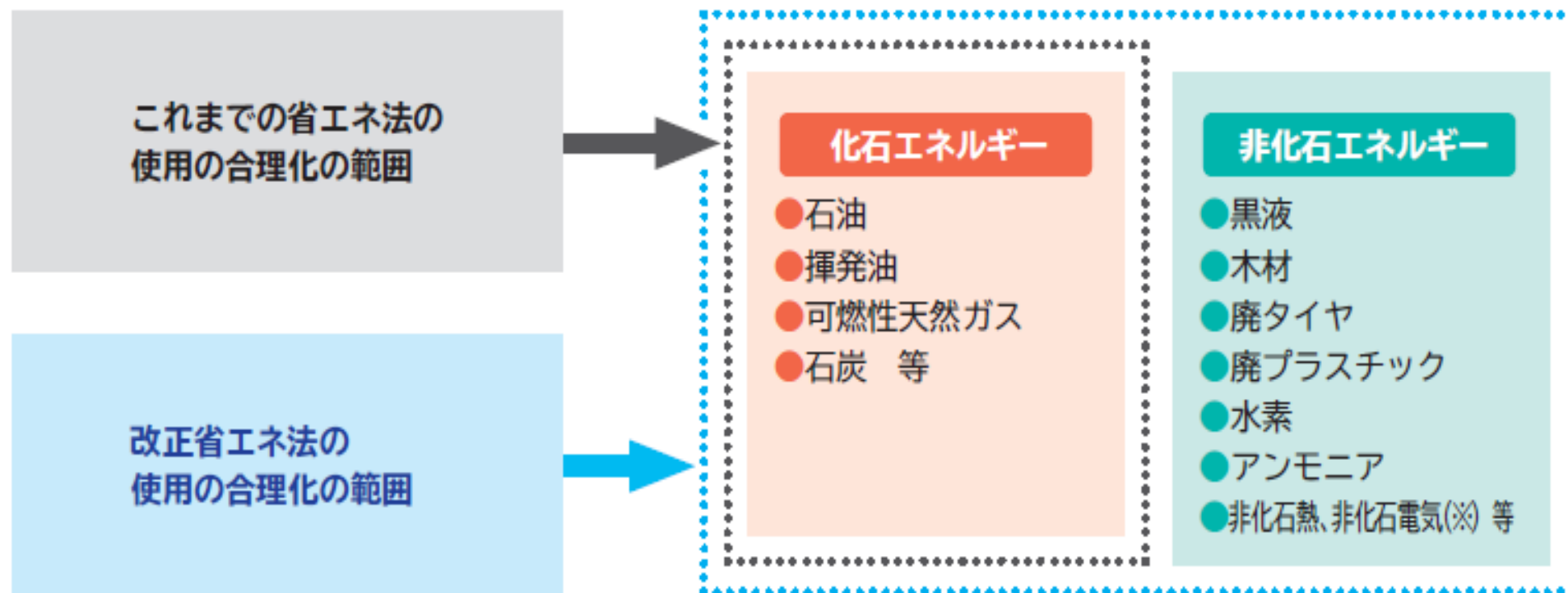
目次

- | | |
|-----------------------------------|----------|
| 1. 改正省エネ法とは (改正省エネ法第一条～第二条) | P 1～P 3 |
| 2. 改正省エネ法と閣議決定 (改正省エネ法第三条) | P 4～P 9 |
| 3. 改正省エネ法と判断基準 (改正省エネ法第五条・告示第81号) | P10～P16 |
| 4. 改正省エネ法と指導助言 (第六条) | P17～P18 |
| (クラス分け制度) | |
| 5. 中長期計画書・定期報告書の作成 (第十五条～第十六条) | P19 |
| 6. サンプル及び資料請求 | P20 ～P21 |

エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律の概要(改正省エネ法)

改正省エネ法では、非化石エネルギーを含む全てのエネルギーの合理化が求められます。
これに伴い、非化石エネルギーが報告対象に加わります。

* 資源エネルギー庁 HP を参考



※太陽熱、太陽光発電電気など

「ソーラーカーポート」の提案、普及

すべてのエネルギーの使用の合理化が求められます。

昭和五十四年 法律第四十九号

エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律

第一章 総則

(目的)

第一条

この法律は、我が国で使用されるエネルギーの相当部分を化石燃料が占めていること、非化石エネルギーの利用の必要性が増大していること、その他の内外におけるエネルギーをめぐる経済的社会的環境に応じたエネルギーの有効な利用の確保に資するため、工場等についてのエネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換に関する所要の措置、電気の需要の最適化に関する所要の措置その他エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等を総合的に進めるために必要な措置等を講ずることとし、もって国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

<ポイント>

★青字は、非化石エネルギー追加項目 ★赤字は、ポイント項目 *工場等について抜粋して記載しています。

2050年カーボンニュートラル目標のためは非化石エネルギー（太陽光発電等）の導入増大と工場等のエネルギー使用の合理化（さらなる省エネの深化）を進め国民経済の健全な発展を目的とする。

(定義)

第二条

この法律において「エネルギー」とは、化石燃料及び非化石燃料並びに熱及び電気をいう。

- 2 この法律において「化石燃料」とは、原油及び揮発油、重油その他経済産業省令で定める石油製品、可燃性天然ガス並びに石炭及びコークスその他経済産業省令で定める石炭製品であって、燃焼その他の経済産業省令で定める用途に供するものをいう。
- 3 この法律において「非化石燃料」とは、前項の経済産業省令で定める用途に供する物であって水素その他の化石燃料以外のものをいう。
- 4 この法律において「非化石エネルギー」とは、非化石燃料並びに化石燃料を熱源とする熱に代えて使用される熱及び化石燃料を熱源とする熱を変換して得られる動力を変換して得られる電気(「非化石電気」をいう。)をいう。
- 5 この法律において「非化石エネルギーへの転換」とは、使用されるエネルギーのうちに占める非化石エネルギーの割合を向上させることをいう。
- 6 この法律において「電気の需要の最適化」とは、季節又は時間帯による電気の需給の状況の変動に応じて電気の需要量の増加又は減少をさせることをいう。

<ポイント>

非化石電気の導入が増える中で、供給側の変動に応じて、電気の需要の最適化（ディマンド・レスポンス [DR] ）を行うなど。

第二章 基本方針等

(基本方針)

第三条

経済産業大臣は、工場又は事務所その他の事業場(以下「工場等」という。)に係るエネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換並びに電気の需要の最適化を総合的に進める見地から、エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する基本方針(以下「基本方針」という。)を定め、これを公表しなければならない。

- 2 基本方針は、エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換のためにエネルギーを使用する者等が講ずべき措置に関する基本的な事項、電気の需要の最適化を図るために電気を使用する者等が講ずべき措置に関する基本的な事項、エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等の促進のための施策に関する基本的な事項その他エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する事項について、エネルギー需給の長期見通し、電気その他のエネルギーの需給を取り巻く環境、エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換に関する技術水準その他の事情を勘案して定めるものとする。
- 3 経済産業大臣が基本方針を定めるには、閣議の決定を経なければならない。
- 4、6 省略
- 5 経済産業大臣は、第二項の事情の変動のため必要があるときは、基本方針を改定するものとする。

第四条 省略

<ポイント>

第三条(基本方針)の公表された閣議決定(令和5年3月17日)を理解することが重要です。(次ページ)

改正省エネ法 第3条 基本方針(公表) (令和5年3月17日 閣議決定)

エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する
基本方針について

(令和5年3月17日
閣 議 決 定)

安定的なエネルギー需給構造の確立を図るためのエネルギーの使用の合理化等に関する法律等の一部を改正する法律(令和4年法律第46号)の施行に伴い、及び同法による改正後のエネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律(昭和54年法律第49号)第3条第1項の規定に基づき、エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する基本方針を別紙のとおり定める。

これに伴い、エネルギーの使用の合理化等に関する基本方針(平成25年12月24日閣議決定)は、廃止する。

(別紙)

エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する基本方針

燃料資源の大部分を輸入に依存せざるを得ないエネルギー事情の下で、我が国のエネルギー消費効率は1970年代の石油危機以降、官民の努力により4割改善し、世界的にも最高水準にある。他方で、気候変動問題が人類共通の課題として認識され、カーボンニュートラルに向けた対応が世界的な潮流となる中で、我が国の温室効果ガス排出量の8割以上を占めるエネルギー分野の取組が特に重要となっている。

また、我が国においても2030年度の温室効果ガス46%削減、2050年のカーボンニュートラル実現という国際公約を掲げ、気候変動問題に対して国家を挙げて対応する強い決意を表明している中、気候変動問題への対応が各国の産業競争力を左右する重要な要素になっているという認識の下、カーボンニュートラルの実現に向けて、あらゆる主体が取り組むことが重要である。特に産業界では、脱炭素社会の到来に向け、グローバル企業を中心として、生き残りをかけてカーボンニュートラルにつながるイノベーションに大規模投資を行う動きも出てきているが、産業界全体でカーボンニュートラルに統合的な目標を立てることで、需要サイドでの事業者による非化石エネルギーの導入拡大の取組を加速させることが重要である。

<ポイント>

我が国も企業もカーボンニュートラル実現に向けた取り組みが重要となってきました。

一部企業では、カーボンニュートラルを経営課題と捉え、プロジェクトでの取り組みが始まっています。

第一 エネルギーの使用の合理化のためにエネルギーを使用する者等が講ずべき措置に関する基本的な事項

一 工場等においてエネルギーを使用して事業を行う者が講ずべき措置

(一) 工場等においてエネルギーを使用して事業を行う者は、次の各項目の実施を通じ、設置している工場等（当該者が連鎖化事業者である場合にあつては当該者が行う連鎖化事業者の加盟者が設置している当該連鎖化事業に係る工場等を含み、当該者が認定管理統括事業者である場合にあつてはその管理関係事業者が設置している工場等（当該管理関係事業者が連鎖化事業者である場合にあつては、当該者が行う連鎖化事業者の加盟者が設置している当該連鎖化事業に係る工場等を含む。）を含む。以下（一）、第二の一及び第三の一において同じ。）におけるエネルギー消費原単位又は電気需要最適化評価原単位（電気の需要の最適化に資する措置を評価したエネルギー消費原単位をいう。以下同じ。）の改善を図るものとする。

<ポイント>

- エネルギーを使用して事業を行う者とは：工場等でエネルギーを使用する事業者をいう。
- エネルギー消費原単位又は電気需要最適化評価原単位の改善を図る。

第二 非化石エネルギーへの転換のためにエネルギーを使用する者等が講ずべき措置に関する基本的な事項

一 工場等においてエネルギーを使用して事業を行う者が講ずべき措置

工場等においてエネルギーを使用して事業を行う者は、次の各項目の実施を通じ、設置している工場等において使用されるエネルギーのうちに占める非化石エネルギーの割合の向上を図るものとする。

- ① 工場等に係る 非化石エネルギーへの転換に関する取組等を把握すること。
- ② 工場等に係る非化石エネルギーへの転換の取組を示す方針を定め 当該取組の推進体制を整備すること。
- ③ エネルギーを消費する設備の設置に当たってはその使用に際し消費される 非化石エネルギーの割合が向上するものを導入すること。
- ④ 太陽熱利用設備、地熱利用設備、温泉熱利用設備及び雪氷熱利用設備の設置に取り組むこと。
- ⑤ 太陽光発電設備その他非化石電気の使用に資する設備の設置に取り組むこと。
- ⑥ 発電専用設備、コージェネレーション設備又はボイラーへの水素そのほかの非化石燃料の混焼に取り組む。
- ⑦ エネルギー供給事業者から調達する熱又は 電気について、非化石熱又は 非化石電気の割合が高いものその他の非化石エネルギーの使用に資するものを選択すること。

<ポイント>

- 非化石エネルギーの割合の向上を図る。
- 非化石エネルギーへの転換の方針と推進体制を整備する。
- 太陽光発電設備の設置等に取り組むこと。
- ★当NPO法人も ソーラーカーポートの提案・普及に取り組んでいます。

- ① 工場等に係るエネルギーの使用の実態、エネルギーの使用の合理化に関する取組等を把握すること。
- ② 工場等に係るエネルギーの使用の合理化の取組を示す方針を定め、当該取組の推進体制を整備すること。
- ③ エネルギー管理統括者及びエネルギー管理企画推進者を中心として、工場等全体の総合的なエネルギー管理を実施すること。
- ④ エネルギーを消費する設備の設置に当たっては、エネルギー消費効率が優れ、かつ、効率的な使用が可能となるものを導入すること。
- ⑤ エネルギー消費効率の向上及び効率的な使用の観点から、既設の設備の更新及び改善並びに当該既設設備に係るエネルギーの使用の制御等の用に供する付加設備の導入を図ること。
- ⑥ エネルギーを消費する設備の運転並びに保守及び点検その他の項目に関し、管理標準を設定し、これに準拠した管理を行うこと。
- ⑦ エネルギー管理統括者及びエネルギー管理企画推進者によるエネルギー管理者及びエネルギー管理員の適確かつ十分な活用その他工場等全体における総合的なエネルギー管理体制の充実を図ること。
- ⑧ 工場等内で利用することが困難な余剰エネルギーを工場等外で有効利用する方策について検討し、これが可能な場合にはその実現を図ること。
- ⑨ 他の工場等を設置している者と連携して工場等におけるエネルギーの使用の合理化を推進することができる場合には、共同で、その連携して行うエネルギーの使用の合理化のための措置に取り組むこと。

<ポイント>

- 省エネルギーの方針を定め、推進体制を整備する。
- エネルギー管理責任者等を中心に総合的なエネルギー管理を実施する。
- カーボンニュートラル実現の達成手段として「管理標準」を設定し、準拠した管理を行う。

第三章 工場等に係る措置等

(事業者の判断の基準となるべき事項等)

第五条

主務大臣は、工場等におけるエネルギーの使用の合理化の適切かつ有効な実施を図るため、次に掲げる事項並びにエネルギーの使用の合理化の目標及び当該目標を達成するために計画的に取り組むべき措置に関し、工場等においてエネルギーを使用して事業を行う者の判断の基準となるべき事項を定め、これを公表するものとする。

- 一 工場等であって専ら事務所その他これに類する用途に供するものにおけるエネルギーの使用の方法の改善
エネルギー消費性能等が優れている機械器具の選択その他エネルギーの使用の合理化に関する事項
- 二 工場等におけるエネルギーの使用の合理化に関する事項であって次に掲げるもの
 - イ 化石燃料及び非化石燃料の燃焼の合理化
 - ロ 加熱及び冷却並びに伝熱の合理化
 - ハ 廃熱の回収利用
 - ニ 熱の動力等への変換の合理化
 - ホ 放射、伝導、抵抗等によるエネルギーの損失の防止
 - ヘ 電気の動力、熱等への変換の合理化

<ポイント>

公表された第五条（事業者の判断の基準）を理解することが重要です。（次ページ）

I エネルギーの使用の合理化の基準

I-1 全ての事業者が取り組むべき事項

工場又は事務所その他の事業場(以下「工場等」という。)においてエネルギーを使用して事業を行う者(以下「事業者」という。)は燃料(化石燃料及び**非化石燃料**をいう。以下同じ。)並びに熱及び電気の合計のエネルギーの使用の合理化を図るため、燃料並びに熱及び電気の特性を十分に考慮するとともに、その設置している全ての工場等(連鎖化事業者(当該連鎖化事業者が認定管理統括事業者又は管理関係事業者である場合を除く。))にあつては、当該連鎖化事業者が行う連鎖化事業の加盟者が設置している当該連鎖化事業に係る工場等(以下「加盟している工場等」という。)を含み、認定管理統括事業者にあつては、その設置している工場等(当該認定管理統括事業者が連鎖化事業者である場合にあつては、加盟している工場等を含む。)及びその管理関係事業者が設置している工場等(当該管理関係事業者が連鎖化事業者である場合にあつては、加盟している工場等を含む。)を含む。以下同じ。)を俯瞰し、次の(1)～(9)に定める取組を行うことにより、適切なエネルギー管理を行うこと。

<ポイント>

- 燃料(化石燃料及び**非化石燃料**)、熱、電気の合計及びそれぞれの特性を生かして省エネ対策に取り組むこと。
 - * **非化石エネルギーとは、黒液(木材パルプを作る際に発生する液体)、木材、廃タイヤ・プラスチックといった製造などの工程で生まれる副産物、水素、アンモニア等)**
- 設置している工場等全体を俯瞰とは、全ての工場等について横断的な省エネルギーに取り組み、事業者全体として(1)～(9)最適なエネルギー管理を行うこと。

(1) 取組方針の策定

事業者は、その設置している全ての工場等におけるエネルギーの使用の合理化に関する取組方針（特定事業者、特定連鎖化事業者（当該特定連鎖化事業者が認定管理統括事業者又は管理関係事業者である場合を除く。以下同じ。）及び認定管理統括事業者にあつては中長期的な計画を含む。管理関係事業者にあつては認定管理統括事業者が作成する中長期的な計画を含む。以下「取組方針」という。）を定めること。
その際、取組方針には、エネルギーの使用の合理化に関する目標並びに当該目標を達成するための設備の運用、新設及び更新に対する方針を含むこと。

(2) 管理体制の整備

事業者は、その設置している全ての工場等について、全体として効率的かつ効果的なエネルギーの使用の合理化を図るための管理体制を整備すること。
管理関係事業者にあつては、その認定管理統括事業者と一体でエネルギーの使用の合理化を図るための管理体制とすること。

<ポイント>

- 基本方針（閣議決定）は、エネルギー管理統括者及びエネルギー管理企画推進者を中心に工場等全体の総合的なエネルギー管理を実施する。そのことから省エネに関する「取組方針」の作成についても両者が中心となって定めること。
- 事業者全体として省エネルギーを推進するためのエネルギー管理体制を整備すること。

(3) 責任者等の配置等

事業者は、(2)で整備された管理体制には責任者(特定事業者にあつては「エネルギー管理統括者」。責任者を補佐する者(特定事業者にあつては「エネルギー管理企画推進者」。以下同じ。)及び現場実務を管理する者(第一種エネルギー管理指定工場等及び第二種エネルギー管理指定工場等にあつては「エネルギー管理者」及び「エネルギー管理員」。以下同じ。)を配置し、以下の役割分担に基づいてそれぞれの者がエネルギーの使用の合理化に関する責務を果たすこと。

① 責任者の責務

ア. その設置している全ての工場等におけるエネルギーの使用の合理化に関する業務(エネルギーを消費する設備及びエネルギーの使用の合理化に関する設備の維持、新設、改造及び撤去並びにエネルギーの使用の方法の改善及び監視)の実施状況等を把握すること。

イ. 取組方針に従い、現場実務を管理する者に対し取り組むべき業務を指示するなど、当該取組方針に掲げるエネルギーの使用の合理化に関する目標の達成に係る監督を行うこと。

ウ. 取組方針の遵守状況や現場実務を管理する者からの報告等を踏まえ、次期の取組方針の(案)を取りまとめ、取締役会等の業務執行を決定する機関への報告を行うこと。

エ. エネルギーの使用の合理化に資する人材(現場実務を管理する者等)を育成すること。

<ポイント>

① 責任者の責務を明確にしている。

ア. 全ての工場等について省エネに関する業務の実施状況を把握すること。

イ. 省エネに関する取組方針を現場実務を管理する者に対し業務を指示、目標達成に係る監督を行うこと。

ウ. 現場から省エネに関する取組方針の遵守状況の報告等を受けて、次年度の取組方針(案)を取りまとめ、取締役会等業務執行を決定する機関への報告を行うこと

② 責任者を補佐する者の責務

責任者と現場実務を管理する者間の意思疎通の円滑化を図ること等により責任者の業務を補佐すること。

③ 現場実務を管理する者の責務

ア. その設置している工場等ごとにおけるエネルギーの使用の合理化に関する業務(エネルギーを消費する設備及びエネルギーの使用の合理化に関する設備の維持並びにエネルギーの使用の方法の改善及び監視)の実施状況等を把握すること。

イ. 取組方針や責任者からの指示等を踏まえ、エネルギーの使用の合理化に関する業務を確実に実施すること。

ウ. ア. のエネルギー管理を踏まえた工場等のエネルギーの使用の合理化の状況に係る分析結果について責任者に対する報告を行うこと。

<ポイント>

② 責任者を補佐する者の責務

実務面から補佐する者として法第9条(第21条準用)に規定する「エネルギー管理企画推進者」を選任し、責任者と現場実務を管理する者間の意思疎通を図ること。

③ 現場実務を管理する者の責務

- ア. 設置している工場等ごとに設備の維持並びにエネルギーの使用の方法の改善及び監視等の実施状況等を把握すること。
- イ. 取組方針や責任者からの指示等により省エネに関する業務を確実に実施すること。
- ウ. 工場等の省エネの状況に係る分析結果について責任者に対する報告を行うこと。

(4) 資金・人材の確保

事業者は、エネルギーの使用の合理化を図るために必要な資金・人材を確保すること。

(5) 従業員への周知・教育

事業者は、その設置している全ての工場等における従業員に取組方針の周知を図るとともに、工場等におけるエネルギーの使用の合理化に関する教育を行うこと。

(6) 取組方針の遵守状況の確認等

事業者は、客観性を高めるため内部監査等の手法を活用することの必要性を検討し、その設置している工場等における取組方針の遵守状況を確認、その評価を行うこと。
不十分である場合には改善を行うこと。

<ポイント>

(4) 資金には、高効率設備の新設、更新、運転管理、保守管理費用、省エネ活動に係る費用など。

(5) 管理者等から省エネに関する取組方針を伝達、省エネルギーの意義や策定した取組方針の考え方、目標達成のための情報伝達など。
教育には、職場単位や工場等における省エネ事例等の勉強会、全社研修会など立場や専門性に応じるなど。

(6) 取組方針の遵守状況の評価する方法や頻度等について明確化するなど。
目標を評価するためにエネルギーの使用量や**エネルギー消費原単位**の推移等を定期的に報告させ、報告内容を分析、評価するなど。
ISO内部監査等の手法を活用するなど。

(7) 取組方針の精査等

事業者は、取組方針及び遵守状況の評価方法を定期的に精査し、必要に応じ変更すること。

(8) 文書管理による状況把握

事業者は、(1)取組方針の策定、(2)管理体制の整備、(3)責任者等の配置等、(6)取組方針の遵守状況の確認等及び(7)取組方針の精査等の結果を記載した書面を作成、更新及び保管することにより、状況を把握すること。

(9) エネルギーの使用の合理化に資する取組に関する情報の開示

エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律(昭和54年法律第49号)に基づく定期の報告におけるエネルギー消費原単位等に関する情報の開示について検討すること。

<ポイント>

(7) 工場等の生産品、生産設備の変更等がある場合、取組方針、評価方法についても定期的に精査するなど。

例えば、エネルギー消費原単位の変更など。(売上高 ⇒ 生産量等)

(8) 全工場等がエネルギー管理に関わる文書管理を行い、常に状況を把握するなど。

エネルギー使用量等、エネルギー管理体制、取組方針を文書化し、取組方針の遵守状況、評価結果を含めた文書管理など。

書面の作成だけでなく「更新、保管」とあるように、エネルギー管理記録、エネルギー管理責任者名の変更等管理体制及び取組方針の遵守状況等の最新情報が閲覧できるなど。

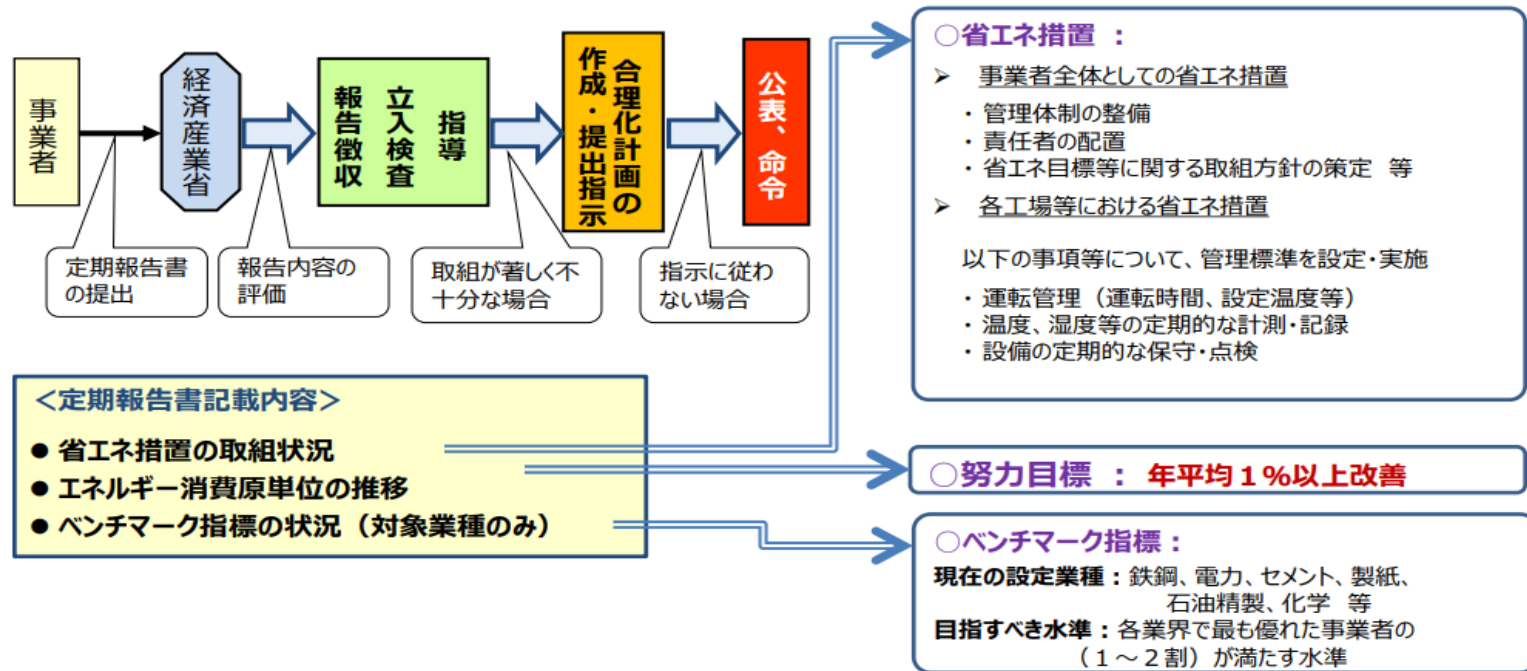
(9) 旧名称：エネルギーの使用の合理化に関する法律(昭和54年法律第49号)

新名称：エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律(令和4年法律第46号改正)

(指導及び助言)

第六条

主務大臣は、工場等におけるエネルギーの使用の合理化若しくは非化石エネルギーへの転換の適確な実施又は電気の需要の最適化に資する措置の適確な実施を確保するため必要があると認めるときは、工場等においてエネルギーを使用して事業を行う者に対し、前条第一項若しくは第二項に規定する判断の基準となるべき事項を勘案して、同条第一項各号若しくは第二項各号に掲げる事項の実施について必要な指導及び助言をし、又は工場等において電気を 사용하여事業を行う者に対し、同条第三項に規定する指針を勘案して、同項号に掲げる事項の実施について必要な指導及び助言をすることができる。



事業者クラス分け評価制度（SABC評価制度）

* クラス分け制度参考（資源エネルギー庁）

- 省エネ法の定期報告を提出する全ての事業者をS・A・B・Cの4段階へクラス分けし、クラスに応じたメリハリのある対応を実施するもの。

<p>Sクラス 省エネが優良な事業者 (目標達成事業者)</p>	<p>Aクラス 省エネの更なる努力が 期待される事業者 (目標未達成事業者)</p>	<p>Bクラス 省エネが停滞している事業者 (目標未達成事業者)</p>	
<p>【水準】 ※1 ①努力目標達成 または、 ※2 ②ベンチマーク目標達成</p> <p>【対応】 優良事業者として、経産省HPで事業者名や連続達成年数を表示。</p>	<p>【水準】 Bクラスよりは省エネ水準は高いが、Sクラスの水準には達しない事業者</p> <p>【対応】 省エネ支援策等に関する情報をメールで発出し、努力目標達成を推進。</p>	<p>【水準】 ※1 ①努力目標未達成かつ直近2年連続で原単位が対前年度年比増加 または、 ②5年間平均原単位が5%超増加</p> <p>【対応】 注意喚起文書を送付し、現地調査等を重点的に実施。</p>	<p>Cクラス 注意を要する事業者 (目標未達成事業者)</p> <p>【水準】 Bクラスの事業者の中で特に判断基準遵守状況が不十分</p> <p>【対応】 省エネ法第6条に基づく指導を実施。</p>

※1 努力目標：5年間平均原単位を年1%以上低減すること。

※2 ベンチマーク目標：ベンチマーク制度の対象業種・分野において、事業者が中長期的に目指すべき水準。

※3 2019年度からは定期報告書、中長期計画書の提出遅延を行った事業者は、Sクラス事業の公表・優遇措置の対象外として取り扱うことがあります。

(中長期的な計画の作成)

第十五条

特定事業者は、経済産業省令で定めるところにより、定期にその設置している工場等について第五条第一項に規定する判断の基準となるべき事項において定められたエネルギーの使用の合理化の目標に関し、その達成のための**中長期的な計画を作成し、主務大臣に提出**しなければならない。

■ 中長期計画書の書き方 (関東経済産業局省エネルギー対策課)

(定期の報告)

第十六条

特定事業者は、毎年度、経済産業省令で定めるところにより、その設置している工場等におけるエネルギーの使用量その他エネルギーの使用の状況(エネルギーの使用の効率及びエネルギーの使用に伴って**発生する二酸化炭素の排出量**に係る事項を含む。)並びにエネルギーを消費する設備及びエネルギーの使用の合理化に関する設備の設置及び改廃の状況に関し、**経済産業省令で定める事項を主務大臣に報告**しなければならない。

■ 定期報告書の書き方 (関東経済産業局省エネルギー対策課)

専ら事務所等の管理標準サンプル (事務所・スーパー・病院・ホテル等)

管理番号	共通	受変電設備	エネルギーフロー図	管理責任者
1			単線結線図	
【管理対象設備】 単相200kVA×3台 三相300kVA×3台		該当する設備	故障、事故時連絡先	〇〇電気保安協会 担当者：〇〇 tel:
該当する判断番号	省エネ管理する項目を記載	管理する基準	責任者・連絡先明確にする	
分類	判断番号	項目名	管理基準(基準値) * 節電・省エネポイント	関連記録類等
管 理 及 基 準	(4)①ア	変圧器の利用率(負荷率) 利用率(負荷率)=変圧器の負荷電流÷定格電流 * 参考	40%~70% (* 変圧器の統廃合の検討)	電気工作物月次点検表 関連する帳票類を記載
	(4)①ア	最大需要電力(デマンド)管理 電力使用量(用途別)管理 年負荷率の管理 日負荷率の管理(夏期、中間期、冬期)	〇〇kW以下 (* 基本料金の低減)	電気工作物月次点検表 デマンドコントローラ記録 電力使用量月報
	(4)①イ	基準力率の遵守 (基準)	95%以上 (* 基本料金の低減)	〇〇検針票(電気料金内訳書) 自働力率調整仕様書
		基準は必ず遵守が必要		

工場等の管理標準サンプル (製造業・廃棄物処理場等)

個票番号	管理区分 (工程等)	設備又は設備群	エネルギー 使用割合	配布先及び推進責任者: 〇〇部門〇〇部長			
①	共通	受変電設備	〇〇%	部長	課長	係長	エネルギー 管理担当
設備概要 (容量・台数)	別紙 受変電設備管理計画に記載 該当する判断番号	省エネ管理する項目を記載	管理する基準	関連する帳票類を記載			
項目	判断番号	管理内容(要求事項)	管理基準(基準値)設定値	関連帳票類等			
① 管 理 (基 準)	(5-2)①ア	負荷の適正配分による台数の調整 (低負荷変圧器は、統廃合する)	負荷率: 40%~70%	変圧器負荷率調査表			
	(5-2)①イ	受変電設備の配置の適正化、配電方式の変更、 線路短縮、昇圧等による配電損失の低減(新設、更新時)	設備設計基準による	設備設計基準書			
	(5-2)①ウ	基準力率の遵守(基準)	95%以上	〇〇検針票			
	(5-2)①エ	負荷に応じて進相コンデンサの管理(自動力率調整器)	99%以上OFF、90%ON	自動力率調整器仕様書 受電月誌			
	(5-2)①オ	三相電源に単相負荷を接続、電圧の不平衡率の管理 不平衡率=(各相間電圧-平均電圧)÷平均電圧	不平衡率: 3%以内	日本電気技術者協会資料参考			
(5-2)①カ		電気の使用の平準化: 最大需要電力(DM)管理 (回帰分析法で検討) 負荷率(日、月、年)の管理	最大電力: 〇〇kW以下 契約電力: 〇〇kW 負荷率: 50%以上	受電日誌、月報 〇〇検針票 受電日誌、月報			
		供給電圧の管理(特高): 電気の品質基準 供給電圧の管理(高圧): 電気の品質基準 電気使用設備への供給電圧の管理(低圧)	電圧変動幅: 9%以内 電圧変動幅: 10%以内 101±6V、202±20V、440V±20V	電力会社の品質基準に準ずる 受電日誌、月報 電気事業法 施行規則第38条) 受電日誌、月報			
		電気使用設備への供給電流の管理	定格電流以内				

下記資料（PDF）を無料配布しております。

■ 改正省エネ法 第3条 基本方針（公表）

ソーラーカーポート資料

■ 改正省エネ法 第5条 判断の基準（管理標準）

本社（サンプル）

専ら事務所（サンプル）

工場等（サンプル）

■ ご希望の方は

会社名（工場名）

ご担当者名

ご連絡先

特定事業者番号（*必須項目です。）

★ ご記入の上、メール npo.shoene@bell.ocn.ne.jp 「管理標準」作成支援チームにご連絡ください。

★ ご質問等もメールにて受付しております。お気軽にご相談ください。

NPO法人環境・省エネサポートセンター「管理標準」作成支援チーム

〒651-1203 神戸市北区幸陽町2丁目12-12

TEL：078-583-2424 fax：078-597-7131